

ちよこつ!

**知っ得ニュース平成27年5月号**



今月号は社会保障・税番号制度<マイナンバー>についてです。

平成27年10月より、住民票を有する全ての国民に、一人1つの12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。そこで今月ではその概要について一部ご紹介いたします。

**マイナンバー制度の目的とメリット**

**1. 行政の効率化**

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に軽減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

**2. 国民の利便性の向上**

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

**3. 公平・公正な社会の実現**

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

マイナンバーは平成28年1月から**以下の場面**で必要になります

**社会保障**

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

**税**

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

**災害対策**

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など



ココが **POINT**

※マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、**法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続**にしか使えません。  
 ※社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。  
 ※国民の皆さんは法令で定められた手続のために、**行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要**となります。

平成29年1月からインターネットで個人情報のやりとりの**記録が確認**できます

- ・自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
- ・行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます。
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

**マイナンバーは手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません!!ご注意ください。**

～次号はマイナンバー制度にともなう必要な手続き・事前準備についてです! 乞う期待下さい!!～